

虐待防止に関する指針

(目的)

第1条 社会福祉法人わらしべの里（以下「法人」という。）は、「国が定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）や障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）などの法令（以下「関係法令」という。）」の定めに従い、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に努めます。

(虐待の定義)

第2条 虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいいます。

（１）身体的虐待 利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。（蹴る・殴る・たばこを押しつける・熱湯を飲ませる・食べられないものを食べさせる・食事を与えない・戸外に閉め出す・部屋 に閉じ込める・縄などで縛る等）

（２）性的虐待 利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。（性交・性的暴力・性的行為の強要・性的雑誌や DVD を見るように強いる・裸の写真や映像を撮る等）

（３）心理的虐待 利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（「そんなことをすると外出させない」など言葉による脅迫・「何度言えばわかるの」など心を傷つけることを繰り返す・成人の利用者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける・馬鹿にする・無視する・他者と差別的な対応をする等）

（４）ネグレクト 利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前（３）に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。（自己決定といって放置する・失禁をしていても衣服を取り替えない・栄養不良のまま放置・ 病気の看護を怠る・話しかけられても無視する・拒否的態度を示す等）

（５）経済的虐待 利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。（利用者の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分）

(虐待防止委員会の設置及び虐待防止に関する責務等)

第3条 虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり「虐待防止委員会（以下「委員会」という。）」を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じます。

（１） 委員会の名称は虐待防止委員会とする。

（２） 委員会の委員長は、法人の理事長が指名する。

（３） 委員会の委員は、管理者、サービス管理責任者や事務長・主任等で構成する。

（４） 委員会は、年2回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。また、必要に応じて本法人の理事及び監事、苦情相談委員等を委員会に招聘し、助言等を得ることができる。

（５） 委員会の審議事項等

・職員の意識を高める掲示物等に関すること。

- ・基本理念、行動規範等、職員への周知に関する事。
- ・職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関する事。
- ・職員が支援等に関する悩みを相談することのできる相談体制に関する事。
- ・虐待防止、早期発見等に向けた取り組みに関する事。
- ・苦情解決制度、第三者評価、成年後見制度の活用に関する事。
- ・虐待発見時の対応に関する事。
- ・その他人権侵害、虐待防止等に関する事。

(6) 委員会の事務局は事務室に置くこととする。

(虐待防止に関する責務等)

第4条

(1) 虐待防止に関する、責任者は管理者とする。

(2) 虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施を図るとともに、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取組みを推進する。

また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

(虐待の早期発見等への対応)

第5条

1. 虐待の早期発見

虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や責任者等への報告が重要です。

また、地域で生活している利用者のサービス利用時等の様子にも配慮し、疑いがもたれる場合には、家庭訪問や相談支援事業者との連携、さらには、行政への通報を含め迅速に対応することが必要です。

なお、虐待とは利用者の権利侵害する些細な行為から虐待へとエスカレートする傾向にあることを認識し、平素から、責任者等は、利用者・保護者、職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努める必要があります。

2. 虐待発見時の早期対応

虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全・安心の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をすること及び利用者や家族に十分に配慮すること、また、被害者のプライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任を果たすことなど、速やかに組織的な対応を図ること、また、行政に通報・相談することとします。

さらには、発生要因を十分に調査・分析するとともに、再発防止に向けて、組織体制の強化、職員の意識啓発等について、一層の徹底を図ることに努めることとします。

(職員等が留意すべき事項)

第6条 職員等は、当法人の基本理念及び行動規範に掲げる利用者の人格を尊重することを深く認識し、虐待を防止するために次に掲げる事項に留意することとします。

虐待事案の発生は、利用者の生命と生活を脅かすことのみならず、社会福祉法人、指定障害福祉サービス事業所としての社会的な信頼を著しく損なうこと、そして、その後の事業経営において大きな困難を抱えることになる問題として十分に認識する必要があります。

1. 意識の重要性

- ・ 障害の程度等に関わらず、常に利用者の人格や権利を尊重すること。
- ・ 職員等は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動を心がけること。
- ・ 虐待に関する受止め方には、利用者による個人差や性差などがあることを、絶えず認識すること。

2. 基本的な心構え

- ・ 利用者との人間関係が構築されている（親しい間柄）と、独りよがりで思い込まないこと。
- ・ 利用者が職員の言動に対し虐待であるとの意思表示をした場合は、その言動を繰り返さないこと。
- ・ 利用者本人は心理的苦痛を感じていても、重度の重複障害などからそれを訴えたり、拒否することができない場合もあることを認識すること。
- ・ 職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、不適切と思われる言動等について、職員同士で注意を促すこと。
- ・ 虐待（疑い）を受けている利用者について見聞きした場合は、利用者の立場に立って事実確認や懇切丁寧な相談支援を行うとともに、責任者に速やかに報告すること。
- ・ 職場内の虐待に係る問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする意識を持つとともに、責任者への速やかな報告は職員等の義務であることを認識すること。

（本指針の閲覧）

第7条 本指針は利用者の求めに応じていつでも閲覧できるよう面談室に掲示すると共に、法人のホームページでも公表し、利用者及び家族が自由に閲覧をできるようにします。

（附 則）

- 1 この指針は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。